

○中村学園大学再入学に関する細則

平成28年3月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学学則(以下、大学学則)第37条の規定に基づき、再入学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(再入学の資格)

第2条 再入学を志願することができる者は、大学学則第41条により退学した者で、入学が1年次入学であった場合は入学時より8年以内の者、3年次編入学であった場合は編入学時より4年以内の者。ただし、特別な理由がある者については、この限りではない。

(出願手続)

第3条 再入学を希望する者は、再入学試験要項に定める書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

(再入学試験)

第4条 再入学志願者には、再入学試験を行う。

2 再入学の選抜方法は、再入学試験要項による。

(再入学手続)

第5条 前条において再入学を認められた者は、所定の期日までに、所定の納付金を納入し、手続きを完了しなければならない。

(事務)

第6条 再入学に関する事務は、教務部が担当する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。